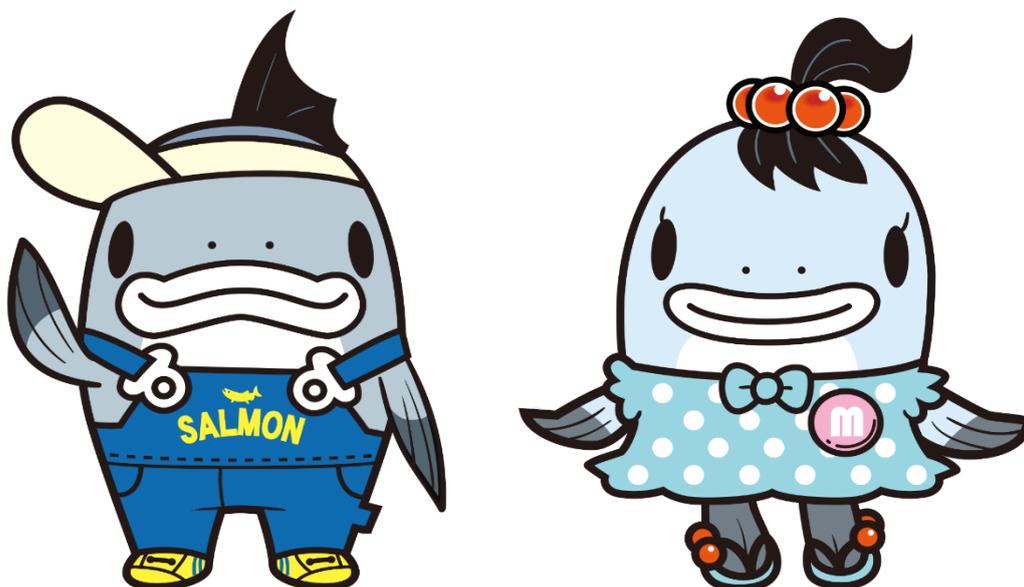


平成28年台風第10号により被災された方の
宮古市被災者支援サポートブック
令和5年6月版

目次

- | | |
|---------------------------------------|------|
| ○ 住まいに関する支援制度 | P1 |
| ○ 税金に関する支援制度 | P1~2 |
| ○ 医療に関する支援制度 | P3 |
| ○ 「住宅を建設・購入」又は「被災した住宅を補修・改修」するための支援制度 | P4 |
| ○ 各種相談窓口のご案内 | P4~5 |

要件に全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊の表記がある制度の利用には、
り災証明書を取得している必要があります。
詳しくは各担当窓口へお問い合わせください。



○ 住まいに関する支援制度

◇生活課 被災者支援室 Tel0193-68-9136 本庁舎1階

- 宮古市災害義援金の配分
- ・ 半壊以上

住宅に被害を受けた世帯へ配分(固定額)

- ★ 基礎支援金・支援金(平成31年3月29日受付終了)を申請した世帯主に対し、指定の口座へ振り込み
(別途申請不要)

り災判定	全 壊	大規模半壊・半壊
県等	316,500円	158,700円
市	52,000円	24,000円
合計	368,500円	182,700円

○ 税金に関する支援制度

◇税務課 資産税係 Tel0193-68-9073 本庁舎2階

- 固定資産税の特例(生活の本拠とする住宅に限る)
- 土地の特例(被災代替住宅用地)

期限:令和3年3月31日までに取得

- ・ 被災住宅用地の所有者等が、被災住宅用地に代わり、新しく居住用に取得した土地

申請により適用

- ・ 居宅を建設していなくても、被災した住宅用地の特例(面積分)を当てはめ、取得後に固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分を住宅用地とみなします。

- 家屋の特例(被災代替家屋)

期限:令和3年3月31日までに取得または改築

- ・ 被災家屋の所有者等が、被災家屋に代わり、新しく居住用に取得した家屋
(中古住宅を含む)

※原則として被災家屋が取り壊されていることが条件となります。

※被災家屋1棟につき一度限りです。

申請により適用

- ・ 取得した家屋のうち被災家屋の床面積分にかかる税額が2分の1に減額となります。
- ・ 減額となる期間は、取得の翌年から4年度分です。

- 償却資産の特例(被災代替償却資産)

期限:令和3年3月31日までに取得または改良

- ・ 被災償却資産の所有者等が、被災償却資産に代わる新しい償却資産を被災地域に取得または改良した場合

※原則として被災償却資産が滅失していることが条件となります。

申請により適用

- ・ 課税標準額が2分の1となります。
 - ・ 減額となる期間は、取得の翌年から4年度分です。
- ※償却資産申告時に併せて申請してください。

◇宮古地域振興センター 県税室 TEL0193-64-2212 (宮古市五月町1番20号)

● 個人事業税の減免

期限:個人事業税納期限

- ① 事業用資産にその価格の2分の1以上の損害があり、平成27年分の事業所得が1,000万円以下
- ② 納税義務者本人、控除対象配偶者、扶養親族が所有する住宅または家財にその価格の10分の3以上の損害があり、平成27年分の合計所得金額が500万円以下

申請により平成27年所得分を減免

- ① 事業所得の額に応じ税額の10分の10から4分の1の額を減免
- ② 税額の2分の1を軽減

● 不動産取得税の減免(県税条例が改正され代替取得の期限が延長されました)

期限:①不動産取得税納期限

②お問い合わせください

申請により減免

- ① 損壊した不動産に代わるものと認められる不動産の取得(令和5年3月31日までの取得)
- ② 不動産を取得した直後に今回の災害で損壊

- ① 被害を受けた不動産の損壊直前の価格に不動産取得税の税率を乗じた額を減免
- ② 不動産の損壊直前の価格に不動産取得税の税率を乗じた額を減免

下記の税について、減免、軽減を受けることができます。

項目	内容	お問い合わせ先
個人事業税	個人の事業主に課税される税	◆宮古地域振興センター 県税室 TEL0193-64-2212
不動産取得税	土地や家屋の取得時に課税される税	
自動車取得税	自動車及び軽自動車の取得時に課税される税	
固定資産税	土地・家屋・償却資産に毎年課税される税	◆税務課 資産税係 TEL0193-68-9073
軽自動車税	軽自動車などに毎年課税される税	◆税務課 市民税係 TEL0193-68-9072
国民健康保険税	国民健康保険加入者の世帯主に課税される税	
住民税	個人所得に応じて課税される税	
所得税		
贈与税	個人から財産をもらったときに課税される税	◆宮古税務署 TEL0193-62-1921
印紙税	課税物件に対する文書に対して課税される税	
登録免許税	登記や登録などについて課税される税	◆盛岡地方法務局宮古支局 TEL0193-62-2337(音声案内 2番)

○ 医療に関する支援制度

◇総合窓口課 国民健康保険係 TEL0193-68-9075 本庁舎1階

● 国民健康保険加入者の一部負担金の免除

期間:平成28年8月30日～令和3年12月31日診療分

- ・ 半壊以上
 - ・ 主たる生計維持者が死亡・重篤な傷病・行方不明
 - ・ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止または失職
 - ★ (対象者) 基準日において、世帯主と国民健康保険被保険者全員が、市町村民税を賦課されていないか免除されている方
- ☑ 国民健康保険加入者が医療機関で支払う医療費のうち保険診療分を免除(免除証明書を提示)
 - ★ 半壊以上の「り災証明書」の交付を受けた世帯で、免除証明書が交付されていない国民健康保険加入者は申請が必要
 - ・ 医療機関に支払い済みの場合は、払い戻しについて総合窓口課国民健康保険係へ要相談

◇総合窓口課 医療給付係 TEL0193-68-9076 本庁舎1階

● 後期高齢者医療制度加入者の一部負担金の助成(市)

期間:平成28年8月30日～令和3年12月31日診療分

- ・ 半壊以上
 - ・ 主たる生計維持者が死亡・重篤な傷病・行方不明
 - ・ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止、または失職し現在収入なし
 - ★ (対象者) 基準日において、後期高齢者医療被保険者本人とその世帯員全員が、市町村民税を賦課されていないか免除されている方
 - ★ 広域連合が行う減免制度を申請済みの方は申請不要
- ☑ 後期高齢者医療制度加入者が医療機関で支払う医療費のうち保険診療分を払い戻し
(広域連合が行う減免制度の条件緩和および期間延長)
 - ・ 広域連合の減免制度による一部負担金の減免や、高額療養費、他の制度での医療費助成など他制度からの給付を除く金額を助成

○「住宅を建設・購入」又は「被災した住宅を補修・改修」するための支援制度

(中古住宅購入の場合は一部非該当となるのでお問い合わせください)

◇エネルギー推進課 エネルギー推進係 TEL0193-68-9079 本庁舎4階

● ① 宮古市住宅用太陽光発電システム導入促進費補助金

期限:令和6年3月31日

★ 電力受給開始日から3か月以内

・ 被災要件なし

★ 設置場所は市内に限定

★ 市内事業者により設置されたもの

☑ 太陽光発電システムの設置を補助

・ 1kWあたり4万円(上限 25万円)

・ 最大出力10kW未満

★ 設置完了(電力受給開始)後の申請

● ② 宮古市蓄電池システム導入促進費補助金

期限:令和6年3月31日

★ 太陽光発電システムと接続した日から3ヶ月以内

・ 被災要件なし

★ 設置場所は市内に限定

★ 市内事業者により設置されたもの

☑ 蓄電池システムの設置を補助

・ 1kWhあたり3万円(上限20万円)

★ 設置完了後の申請

①と②は併用可能です。

◇農林課 林政係 TEL0193-68-9097 本庁舎2階

● 地域木材利用補助金

期限:住宅が完成する年度の年度末

・ 被災要件なし

★ 対象は専用住宅又は2分の1以上が住宅専用である併用住宅

★ 建築・増築する場所は市内に限定

☑ 木造住宅の建築を補助

県産材を80%以上かつ10㎡以上使用し、そのうち2分の1以上は宮古市内で伐採されたもの。

・ 一棟あたり 30万円

● 木質バイオマスストーブ補助金

期限:設置する年度の年度末

・ 被災要件なし

★ 設置場所は市内に限定

☑ 二次燃焼等機能付薪ストーブ・ペレットストーブの設置を補助

・ 上限 10万円

・ 設置経費の3分の1を補助

○ 各種相談窓口のご案内

◇岩手県地域型復興住宅推進協議会 事務局(一社)岩手県建築士事務所協会 TEL019-651-0784

● 岩手県地域型復興住宅マッチングサポート制度

☑ 工務店や不動産情報を紹介

家を建てたい方、補修・改修したい方が工務店を円滑に見つけられるよう、また工務店などが工事を円滑に進められるよう、工務店紹介支援、不動産紹介支援、職人融通支援、資材確保支援を行う。

◇住宅リフォーム・紛争処理支援センター 住まいのダイヤル

TEL0570-016-100 (土日祝日、年末年始除く)

住宅専門の相談窓口 (www.chord.or.jp)

- ・ 新築・リフォームを問わず住宅に関する困りごとについての相談に対応
- ・ 相談内容により、弁護士と建築士による専門家相談や、リフォーム見積チェックなども利用可能

◇ローンの借入先 または 盛岡財務事務所 TEL019-625-3353

● 自然災害による被災者(個人)の債務整理に関するガイドライン

被災前の住宅ローンなどの免除・減額(一定の要件を満たすことが必要)の相談

- ・ 国の補助により弁護士などの「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができる
- ・ 財産の一部をローンの支払いに充てずに手元に残すことができる
- ・ 破産などの手続とは異なり債務整理したことは個人信用情報として登録されないため、新たな借入れに影響しない

◇生活課 被災者支援室 TEL0193-68-9136 本庁舎1階

● 被災者の総合相談窓口

公的支援制度などを総合的に説明

平成28年台風第10号により被災された方の宮古市被災者支援サポートブック

令和5年6月発行(編集)

宮古市 市民生活部 生活課 被災者支援室

〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号

(直通) TEL 0193-68-9136 FAX 0193-63-9110

(代表) TEL 0193-62-2111

宮古市ホームページ <http://www.city.miyako.iwate.jp/>